森銑三
野間光辰
中村幸彦
朝倉治彦
編

隨筆百花苑

第九卷

中央公論社

隨筆百花苑　第九卷

定價　三八〇〇圓

昭和五十六年一月十日印刷
昭和五十六年一月二十日發行

編者　森銑三
野間光辰
中村幸彦
朝倉治彦

發行者　高梨茂

印刷者　山田博

發行所　中央公論社
〒104 東京都中央區京橋二―八―七
振替東京二―三四

©一九八一　檢印廢止

隨筆百花苑　第九卷

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.co

目次

よしの冊子（下）

十一　（寛政元年九月九日より）　九
十二　（同年　十一月二十二日より）　五七
十三　（寛政二年三月二十一日より）　一一四
十四　（同年　七月二十四日より）　一七五
十五　（同年　十二月一日より）　二三三
十六　（寛政三年四月二十一日より）　二八五
十七　（同年　九月五日より）　三三九
十八　（寛政四年三月二十二日より）　三八八
十九　（同年　十月十三日より）　四四一

解題　四九七

風俗世相篇三

責任編集　安藤菊二

よしの册子（下）

水野爲長

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.co

よしの冊子　十一（つづき）

八十二　自酉九月九日

一　越中様御役中と申御一躰御かたい御氣質だから、御隱居様御困り被レ成、どこへも御遊山ニ御出被レ成事ハならず、御困り被レ成候故、赤坂の盛德寺と申寺へ折々御遊山（落咄）ニ御出ニ成、御酒抔召上り候よしのさた。

一　博奕打、大勢西下御白洲へ罷出、博奕御法度被二仰出一ましたから、私共一向口すぎが出來ませぬ。どふぞばくち計ハ御免被二仰出一て下さります様に、御取次願上ますといへバ、公用人いさゐ上へ申上るであらふと奥へ入り、無レ程御玄關へ出、右の譯を申し上たれバ尤の事だ。雷（カミナリ）と心得ろと御意被レ成から、そふ存じろと申渡しけれバ、畏りましたが、何の事でござりますかどふもわかりませぬから、雷の分（ワケ）を一應御伺ひ下さりませ。公用人成程おれもわからぬ。そんなら伺て見やう。と又奥へ入り、只今御意之趣を申渡ましたが、雷と心えろとハどふもわかり兼ますから、今一應伺ひくれまする様ニと博奕打共一統ニ願ひます。夫故乍レ恐又々申上ます。雷とハ何と申儀でござります。越中様はれてハならぬ。

一　備前内藏頭殿ハ惣躰豪傑風の御人ニて萬事氣丈の御方のよし。大廣間にて佐竹侯御官位之時抔も御一人ニて御引立諸事世話被レ致候ニ付、佐竹侯家中ニても殊外備前侯をバ御譽申候由。領内百姓取扱も宜きと申候さた。

一　御本丸大奥御錠口助ニ、御次相勤候べんと申女被二仰付一候由。此べん年久敷相勤利口ものゝ由。此間御錠口助ニ相成候當日、諸部屋向より客來有レ之、夜七ツ迄馳走御さ候由。右被二仰付一候事四五日已前ニも相知候や、被二仰付一候當日、麹町より臺ノ物三ツ拵差出候由。女中ニてもことの外部屋々々振舞等ハ只今以有レ之、且御奥の女中不レ殘其晩ニ集り候事ニて、おびたゞしき人數のよし。べんハ田安木村權左衛門の娘のよし。

一　橋邸御政事格別苛政の事も無レ之候へ共、表向ハ甚御儉約の由。當時御家老兩人共さしたる善惡評判も無レ之候由。新庄のとの守御家老勤候時分ニハ、誠に御政事

あしく、輕きものほど難義仕候由。其上大林與兵衞罷在一ヶ年六千兩ヅヽ御益をバ付候へ共、夫だけ下がせまり候ニ付、下々ニて大林を今以にくミ居り、風上ニもいやだと申候由。尤大林右御益を付候金子ハ、其當座計ニて今ニてハ一向無レ之候由。無理ナ御けんやくだから、ないのも尤ナ事じやと沙汰仕候よし。

一　御勘定與頭小笠原三九郎、佐久間甚八の兩人ハ艱苦をなめ候男ゆへ、萬事功者行屆宜き由。其外の組頭ハどふもいけぬ、わからぬと申さたのよし。

一　西下ニて御出入之吳服屋を御呼出し被レ成、御勝手方御役人罷出申候ハ、當年諸國かいこ幷木わた共宜く出來候處、絹類幷木綿等一向引下ゲ不レ申候ハ如何成事、右之譯合能々承り、正し候樣ニとの事、早々いさゐ申上候樣ニと申達候へバ、番頭申候ニ、成程かいこ、木わた共豐作ニ御ざ候へ共、いまだ江戸表へ着船無二御座一候。尤荷物着仕候共、先達而高直成品共ニて仕込候事故、右ヲ賣切不レ申候てハ、當時下直ニさし上候へバ、一向私共引合不レ申候。依而直段は同樣ニ御座候と申候へバ、御役人成程高直の品ニて仕込候事故、急ニ下直ニハ賣兼候旨一理ハ相聞へ候、併わた下直之節仕込候品をも、綿不作ニ相成候へバ早速直段引上候事前々より有レ之候。近年高直成わたニて仕込候故、當年下直ニ相成候ても直段引下ゲ不レ申候ハヾ、ナゼ安キ綿ニて仕込候て、綿不作といへバ直ニ引上ゲ候は如何、重々不埒成申開と申候へバ、吳服屋恐入ながら左樣ナものでござりますが、御考被レ成て御ろふじませ。西下樣御領分十一萬石で四五千石も御收納御不足之時ハ、直ニ御屆被レ成ませうが、十一萬石が十五萬石ニ御收納增ました年ハ、御屆ハござりますまい。丁度其樣ナ物で、ごふくや共も安イわたで仕込ましても、今年ハ綿が不作だと承りましても、高直の綿で仕込ました物と、暫くハ僞をも申て高く賣ねバ成ませぬと申候へバ、さすがの御役人も成程と感心仕候よしのさた。

一　一昨十日堺町羽左衞門芝居へ向井將監組の水主十七人參り喧嘩相初め、不レ殘拔候て騷候處、早速町奉行より同心參り、召捕へ入牢致候よし。全體深川萬年橋邊ニ居候水主共ハ、堺町を只見物いたし候由。將監組あたけ邊に居り候水主をバ芝ゐニて只見物不レ爲レ致候ニ付憤り、

十七人申合仕懸候處、木戸番共様子を見、不難に仕廻候積ニて只入レ候由。右ニ付致方なく辨當持と口論を初め、十七人一所ニ拔候よし。元來人をあやめ候積りハ無ニ御座一候故、一人も疵ハ付不レ申候由。切落土間棧敷ニ居り候見物共、大混雜ニて樂屋口より逃散候由。其内に木戸を締、階子等用意いたし、町同心をも賴遣し、不レ殘からめ捕候よしのさた。

一　此節、東海道筋かごかき、馬士の類、蝦夷大起りニて九州御大名へ防被ニ仰付一、有馬様御先手ニて近々御下りと取さた騷候よし。津輕の同勢ハもはや渡海した抔とさた仕候よし。乘邨按ニ是エゾ一揆より十年餘も前ノ事也

一　岡田清助被ニ召出一候ハ、至極相當成事ならんとさた仕候よし。清助浪人抔ニて御座候ハヾ被ニ召出一も仕間敷召ニて被ニ召出一候ならん。世上儒者共ハ定て色々に評判誹りも可レ仕候へ共、上の思召が御尤じゃ、已後御家人厄除どもの勵ミに對しよかろふとさた仕候よし。

一　岡清ハよく下情ニ通候男のよし。彦助の出候節はめづらしき事故評判も色々御座候へ共、清助の事ハさしたる評判も無レ之、且御旗本の厄介より出候もの故、藩中より出候よりハ、人も妬心無レ之との沙汰のよし。此節、すべて儒者一統ニいそがしく、いづれも相はやり候よし。

一　池田筑後ハ全躰暴成男の由。町與力、同心などをひしぎ付ルにハ至極可レ宜由、併一躰猪武者、初鹿野も猪武者、両方共におとな敷取計ひハ下手そふなる事。此處ハ上から御勘辨で、御遣ひ被レ成方が有であらふとさた仕候よし。

一　町奉行両人共ニ功者の所ハ中々公事方御勘定奉行両人に及び申間敷よし。御勘定奉行ハ五人共くずハない、たゞ柳生が少しよハいとさた仕候よし。

一　菅沼新三郎ハ全躰至而精勤仕、内ニ居り候よりハ御城ニ居り候事を歎候由。併新三郎妻利口ものニて權威强く新三郎も叶不レ申、内ニ居るよりハ御城もよい共表向の様ニ申候由。遠國をバ妻がいやだといふで困た物だと平日申居り候由。此所ハ如何ニ御ざ候へ共一躰新三郎ハ宜き男のよし。人の致しかけ居候事をも見かね、はたよりうばひ取致候程に性急ニも御座候ニ付、氣性存ぜぬも

のハ意地がわるい抔とも申候由。中々意地がわるき事ハ無二御ざ一候、人にも深切成男の由。御目付御名代番を勤候日ハ、休ニて登城不レ致候處、新三郎ハ其前日迄ハ明日ハ御名代番故登城致さぬと申候ても、當日ニ成候と堪へ兼登城いたし候由。御目付にハ誠に切て付たる男の由。京都も井上美濃守ゆつたりといたし候人物故、片々ハ新三郎ハせこ〳〵いたし候て、ゆり合ひ至極可レ宜由。新三郎退候てハ、御目付ニ的(適)當いたし候人物ハ坂部十郎左衛門に可レ有レ之由。平日登城致候ニも菅沼、坂部兩人ハ刻限も格別早く出候由。且又御目付十人之内、筆頭神保ハ隨分篤實ニ御ざ候由。跡四人ハ曲淵才略御座候由。其他ハ或ハ律義のミ。或ハ姦曲不レ宜候よし。平賀以下の五人ハいづれもくずハ御ざなく候よし。

一　河野勘右衞門、先達中ハ仲間をいじめ不レ宜候處、近來ハ甚折レ宜く相成候由。何か願筋を申立本彈侯に替つけられ、それに恐れて能成たそふな抔とさた仕候由。御目付ハ段々人物相揃ひ結構成事也とさた仕候よし。

一　田安御姫様方之内、櫻田一番御仕合のよし。節姫様にハ少々御氣隨の御生れニて我儘の事抔折々御ざ候由。大膳侯にハ至て節姫様を御かハゆがり被レ成、節様ふと御ふきげん抔ニて被レ爲入候へバ色々の事を御申被レ成て節様の御きげんを御取被レ成候由。節様御腹の御姫様御九にておどり抔も被レ成御きようのよし。先日も大膳公御つゞミ、節様御三味せんニて御姫様御おどり被レ成候由。御側向其外共不時拜領物おびたゞ敷御ざ候由。義二郎侯を御產申候清輔(前の名かざし)ハ御年寄格ニ相成威勢强きよし。大膳公御國へ御出被レ成候節ハ是非御供のよし。とかく大膳公の御側を離不レ申由。一三年已前檜坂屋敷へ御入之節、清輔少々不快ニて御座候ニ付御供いたし不レ申、節様計り御一所ニ被レ爲入候よし。御歸後清輔以の外妬心を起し大やきもちニて御座候よし。先年ハ大膳公御召仕ひいづれも御氣に入不レ申候ニ付、迚も江戸にハ御氣に入候は有まいと御年寄京都へ參り、一人婦人を召連參候處、是も御氣に入不レ申京都へ御返しに相成候よし。右清輔ハ先ゝ大膳公の御部屋の姪とやらにて御ざ候由。節様より被レ進候御妾ハ天野大膳亮妹のよし。今ハ病氣ニて相下り候由。右のごとく先年ハ御氣に入候婦人ハ一向無二御座一候所、近年ハやたらに御氣に入候婦人

出來、御子様ハいくらも御出來被レ成候由のさた。圓諦院様ニハ萬事御不自由、女中抔も渡り物、御菜銀抔も月々渡り兼候位ニ御ざ候由。脩姫様にハ左衞門殿と御中(仲)御不和の由。なお様御方の御錠口ハ御締切ニて、つゐぞ明候事無レ之甚御いじめ被レ成候由。左衞門侯御國許に御入之節ハ折々脩様より御文被レ進候へ共、御返事ハ一度も無レ之候よし。是も御勝手ハ宜く拜領物抔ハ御ざ候由。靈巖島ニてハ御中(仲)以下同至て宜く早速御子様も御出來被レ成、餘り御中よ過候ニ付定様ニも少々先日中ハ御怪我御ざ候處、ばつと被レ成がたく候間、甫休にも不レ及御家中の御醫師御膏藥を上候と申さた。御貧乏の様ニ沙汰仕候へ共定姫様御方ハ左様にも無レ之、是又拜領物抔折々有レ之御きうし被レ成候事御ざ候由。節様の御姫様を田安へ御簾中に被レ進度と御内證御もくろミ御ざ候と申さたのよし。

一　御本丸之御臺所、上よりの御手當も宜しく、御品も宜く候へ共、御臺所向取扱甚あしく誠に一トロもいたゞき兼申候由。たとへバとふふの喰かけを其儘付候て出し、香物二切レの内にも大小等御座候て、或ハ塵など付候物抔多く、膳椀抔もろく〳〵洗候事抔も無レ之、人の給(ママ)べ候跡へ直ニ盛候様子ニ相見へ、甚むさき事の由。御臺所出候時分にハ掛り御目付相廻り見分仕候事の由。是も名目計ニて只シツ〳〵と申、ずつと一通り見通し候のミニて引申候ニ付、見分の名のミ計ニ候由。きれいに人の喰かけ抔の付ぬ様ニして下されバ能とさた仕候よし。

一　甲府勤番ニ被ニ仰付一候ものへハ、百石ニ付十兩ヅヽ被レ下候由。谷口内藏之助ハ五百石ニ付五十兩被レ下候由。内藏之助向に山名三次郎ハ四百石の由。右御金被レ下候節、内藏助ニ被レ賴山名龍出、内藏助分幷ニ自分四百石ニ付四十兩都合九十兩頂戴致し歸がけ、直に右金子を取出奔仕候由さた仕候由。本所邊にハ中々甲府へハどふしても旅中の支度幷路用がたらぬと申候て、行れぬと申候者もござ候よし。

一　尾州式日御登城被レ遊候節、御往來共大納言様を御始として、宰相様夫より攝津守殿、掃部殿、彈正殿と都合御五方、段々御駕籠相續、其跡へ尾州御同勢御乘馬等相幷び候ニ付、八丁餘も相續、其間一向切レも無ニ御座一候て、諸人留られ候ニ付大難義仕候由。御登城にハ、御家門方尾州御上屋敷へ御落合被レ成、御一所に御登城被

レ成候御例のよし。右故如レ此御引續御供之切間無二御座一候間、諸人大困り、ふと御出合申候と冬ノ日抔ハ小一ト時も懸り候と小言を申候由。大納言様宰相様の御二方でさへ御供長く、往來の面々困り候二、御家門方御三人迄御引續き其跡へ尾州御同勢參候事故、不レ怪長く相成り、此御同道ハ御止二したらよさそふナ物とさた仕候由。殊に何レもしたに〳〵申候事故、御二方様御駕籠通り候ても仕廻二御二方様の御同勢罷在事故、町人抔ハ立事も致しがたく通り切のものハ大二困り候よしのさた。

一　甲府勤番二無レ之小ブシンの内二て、甲府勝手と申を可レ被二仰付一と申さた御座候よし。

一　寄合醫師一人、小普請醫師三人、甲府へ參り可レ申よしのさた。寄合ハ奈須元眞二ちがひないとさた仕候よし。小普請ハ大勢の事故、誰であろふかしれぬとさた仕候よし。

一　西下へ御駕訴又ハ訴訟二出候もの、御取上無レ之御返二相成候事多く御座候て、其筋々へ願出候様二と被二仰付一候由。其筋二て取上無レ之候間、西下へ出候處右之通故、無二是非一罷歸候へ共、いつとなく右願人の願之通相成候はふしぎの事、訴訟之節願人の願候通り二相成候てハ、相手二成候ものも困り、或ハ地頭抔も困り候事御ざ候が、暫く過おのづから上より出候様二被二仰出一候二付、自然と願人之心躰二應じ候様二相成候事ハ、成程有がたい御取計ひじやと申候さたのよし。

八十三　九月十七日より

一　兵庫の木綿舟紀州浦二て破船仕候節、安藤帶刀百姓共抔大勢出候て奪取候二付、江戸傳馬町問屋共より初鹿野へ願出差紙付候所、紀州御領内を權にかい、差紙を受付不レ申由、右之趣如何可レ仕哉と、初鹿野より西下へ伺候處、以之外御立腹被レ遊、公儀の御法を不レ用事ハ、日本之土地二てハ不二相成一事と被レ仰、早々御直二紀州へ被二仰遣一候二付、安藤も大不首尾成とさた仕候よし。

一　中洲新地并兩國新地隅田川の洲御取拂被二仰付一、右土を以て深川六間堀の沼を埋め高く築立、本所、深川出水の節の人の除場二被レ成候とさた仕候由。

一　中洲取拂二相成候付、酒井修理殿申され候ハ、どふぞ中洲を長サ十間計も殘し置、馬場にしたい。願て見よふ。其願が濟だら始終ハ直二水馬のけいこもそこ

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com